

広島県告示第六百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
石泌尿器科医院	呉市本町九番一九号	平成 三五年三月二六日
三好歯科医院	竹原市忠海中町二丁目九番三号	平成 三五年四月二二日
医療法人社団永慈会 永田内科医院	安芸郡府中町桃山一丁目二三番一五号	平成 三五年五月三二日
医療法人くすおか整形 外科クリニック	安芸郡海田町窪町二番一四号	平成 三五年六月一日